

令和 8 年度「大阪市立五条小学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 3 月 24 日作成

令和 4 年 4 月 4 日改定

令和 5 年 4 月 26 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第 2 条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心を持ち、たくましく生きるこども」の育成のために「大阪市立五条小学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、次の 5 点をあげる。

- ①いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長並びに人格の形成に重大な影響を及ぼす。また、生命、身体に重大な危険を生じさせる危険がある。以上のことについて、人権尊重の精神を基盤とした教育活動を通して、いじめを許さない雰囲気为学校全体に醸成する。
- ②すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるように、児童の豊かな情操と道徳心を培い、「規律」「学力」「自己有用感」の醸成をめざす。
- ③「いじめは、どの児童にも起こりうる。どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。」ととらえ、すべての児童について、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ④いじめは、学校による指導だけでは解決できない社会問題である。そこで、より多くの大人が児童の悩みや訴えを受けとめられるよう、学校と家庭、地域が連携する。学校の取り組みを有効にするために、家庭、地域との密接な連携を強化し、地域ぐるみの対策を進めていくことをめざす。
- ⑤いじめを認知した場合は、早期解決に向けて迅速かつ組織的に対応する。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ①すべての児童が活躍し、わかる喜びを味わえる授業づくりをすすめる。
- ②学校安心ルールを活用し、学習規律の確立や集団づくり、仲間づくりをすすめる。
- ③研修会や授業研究会等を通じて、指導力の向上に努める。
- ④ICT機器を活用した魅力ある授業実践に努める。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

- ①一人ひとりが活躍することができる活動を通して、周囲から認められ、役に立っているという場や機会を増やす。自分の居場所が教室にあるという思いをもたせる。
- ②友だちや教職員との関わりを深め、人と人とのつながりを実感できる集団づくり、仲間づくりをすすめる。
- ③一人ひとりを大切な存在として認め、良さを見つけて誉めるなかで、自信をもつことができるようにする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①教職員の人権意識を高め、教職員間の連携を絶えず図る。
- ②道徳教育や学級活動を充実させ、互いに尊重し合える集団づくりをすすめる。
- ③あらゆる教育活動を通じて、命の大切さや互いに思いやることの大切さを実感できるようにする。
- ④いじめの構造を認識し、「傍観者」もいじめに加担していることを理解できるようにする。
- ⑤パソコンや携帯電話等によるいじめを許さない、情報モラルに関する指導をすすめる。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知・対応する。

- ①些細な変化にも気づくことができるよう、きめ細かい児童観察に努める。
- ②養護教諭や他の教職員と連携を密にし、いじめに関する情報を収集、共有する。
- ③いじめアンケート調査を実施、活用するとともに、必要に応じて教育相談（個人面

談)を行う。

④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。

⑤大阪市こども相談センター等、外部機関との連携をすすめる。

⑥いじめに関する相談窓口を周知する。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

①校内に「いじめ対策委員会」を組織し、全教職員が連携、情報を共有して問題解決に取り組む。

②いじめ事案の発見・通報を受けた場合は、管理職およびいじめ対策委員会へ報告する。

③事実確認を行い、被害児童の安全・安心の確保とケア、加害児童への聞き取りと指導に努める。

④いじめが確認できた場合は、保護者に事実関係を連絡し、家庭と連携して問題の解決にあたる。

④警察等関係諸機関との連携を図る。

⑤ネット上のいじめに対しての「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」活用を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織「いじめ対策委員会」

いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に組織的に対応するため「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成>

校長、副校長、教頭、教務主任、生活指導部長、人権教育主担、
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、当該学級担任

<役割>

- ・いじめの未然防止等に関する取り組みの実行、進捗状況の確認、検証。
- ・いじめに関する情報や児童の問題行動に関わる情報収集や記録、共有。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への聞き取り、指導および支援方針の決定、保護者との連携を行う。

<年間計画>

① 調査等

- | | |
|-------------------|--------------|
| ・児童対象アンケート及び児童へ面談 | 年3回（学期ごとに実施） |
| ・相談申告機能の利用 | 随時 |
| ・教育相談 | 必要に応じて随時実施 |

②研修会等

- ・人権教育研修会
- ・生活指導研修会
- ・学年連絡会（毎木曜日）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①ホームページや学校だより、学年だより等による情報発信・啓発を行う。
- ②学校協議会へ提案し、家庭・地域と連携した協力体制の構築に努める。
- ③必要に応じて、いじめ対策委員会への地域諸団体や関連機関の参加を要請する。

(3) 取り組み内容の検証

- ①各学級やいじめ対策委員会の取り組みについて、PDCAサイクルを活用して、検証を行う。
- ②「運営に関する計画・自己評価」等を通じて、検証を行う。

7. 重大事案への対処

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
 - ・隠蔽しない、誠意ある対応、窓口の一本化等の対応
 - ・調査組織の設置や事実関係の明確化
 - ・被害児童およびその保護者への適切な情報提供
 - ・教育委員会への報告

※ いじめ発見の際の流れ

